

【別紙3】

鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託プロポーザル審査要領

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査委員の数は5名程度とし、鳥取県人権文化センター職員以外の外部の有識者を含むものとする。

2 審査概要

(1) 対象事業

鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託

(2) 事業目的

鳥取県人権文化センター（以下「センター」という。）及びセンターが指定管理を行っている鳥取県立人権ひろば21「ふらっと」（以下「ふらっと」という。）では、現在、別々に運用している2つのホームページを取り止め、それぞれの情報を1つのホームページに収めた新ホームページを制作し、一体的な運用を行うことで、センター及びふらっとの事業展開に資するWebシステムとして充実・整備を図る。

具体的には、下記の効果を期待して業務委託するものである。

- ・ ホームページの主な利用者として想定する①～⑤に該当する方の、センター及びふらっとの事業、サービス及び提供コンテンツに対する認知度の向上と利用の促進
 - ① 人権研修や学校の授業に役立つ情報や教材等の資料を探している方
 - ② 人権に関わる会議や打合せができる場所を探している方（団体）
 - ③ 人権啓発イベントを開催するための支援情報を探している方（団体）
 - ④ 人権に関わるイベント情報や書籍・資料を探すなど、日頃から人権について学んでいる又は学ぶ意欲のある方
 - ⑤ その他、普段は人権について特に意識したことがなくても、センター（ふらっと）の事業やサービス、提供コンテンツを知れば、関心を持ってもらえそうな方
- ・ 上記①～⑤の方を含めた、ホームページを閲覧する全ての方にとっての利用操作性の確保
- ・ 職員によるホームページの編集及び情報更新の容易性の確保

3 評価・選定方法

(1) 性能点の審査方法

ア 性能点は、各審査員が、下記の評価項目の評価ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄に記載する倍数を乗じたものの合計点（100点満点）を得点とする。

イ アで得られた各審査員の得点の平均点を当該企画提案の性能点の得点とする。

ウ 原則として絶対評価により評価する。

【性能点の評価項目】

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
業務への理解	・提案される基本方針や各種内容は、仕様書に示す業務目的や業務内容を正しく理解するものとなっているか。	5点×2 →10点	10点
デザイン性・利便性等	・ホームページを閲覧してもらえそうな訴求力のあるデザインとなっているか。	5点×4 →20点	40点
	・ホームページは一目で理解できるデザインであるか。ホームページの閲覧者が目的のメニュー（コンテンツ）を容易に探し出せる使いやすいサイト設計・デザインであるか。	5点×4 →20点	
セキュリティ・保守業務	・ホームページはしっかりしたセキュリティ対策となっているか。	5点×1 →5点	10点
	・保守業務は適切に取り組みられることが期待できるか。	5点×1 →5点	
編集機能	・職員がホームページの編集や情報更新を、容易に行えるものになっているか。	5点×6 →30点	30点
業務遂行能力に関する事項	・業務遂行のための体制が適切に確保されているか。また、業務処理責任者及び業務担当者は業務を実施するにあたり適格性があるか。	5点×1 →5点	10点
	・類似業務に関する過去の受託実績から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点×1 →5点	
合計 100 点			

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

(2) 価格点の審査方法

企画提案時の見積額を、以下の計算式に当てはめて得られた得点を価格点とする。

【価格点の評価項目】

評価項目	評価の基準	満点
見積価格	$\text{配点} \times \{ 1 - (\text{見積額 (税込み)} \div \text{予算額}) \}$ * 予算額を上回る見積額は失格	10点
合計 10 点		

(3) 順位の決定

性能点と価格点を合計し最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高得点を獲得した者が複数の場合は、審査員の合議により順位を決定する。